

一般社団法人 長野県馬術連盟

定 款

第一章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人長野県馬術連盟と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県松本市に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、馬のウェルフェアを優先し、長野県の馬と乗馬を愛する人々の連携を推進し、馬術の普及、馬術競技を通じての技術の向上、愛馬精神の育成と会員の心身の健全な発達に寄与することを目的とすると共に、中央団体である公益社団法人日本馬術連盟と協力する。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①馬術の普及事業
- ②馬術の指導育成事業
- ③馬術競技会の開催とオーガナイズ事業
- ④馬術に関する資格取得のための講習会の開催事業
- ⑤馬術強化のための強化合宿等の開催事業
- ⑥馬術及びこれに関する事項の調査研究事業
- ⑦会員に対する馬術関係事項の連絡通信及びその他のサービス事業
- ⑧国民体育大会及び各種馬術競技大会の選手育成及び出場奨励事業
- ⑨各種乗馬クラブ及び団体との連絡事業
- ⑩馬市場の開催事業
- ⑪馬の輸送事業
- ⑫海外、国内からの馬匹の買付け事業
- ⑬県馬連所有馬及び管理馬のレンタル事業
- ⑭馬に関する馬具・グッズ等の販売事業
- ⑮損害保険代理業務
- ⑯その他当法人の目的達成上必要な事業
- ⑰前各号に付帯する一切の事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第三章 会 員

(会員の資格)

第6条 当法人の会員は、長野県内に住所若しくは長野県内のスポーツ籍を有する乗馬団体に所属する乗馬愛好者を会員として構成する。

(入 会)

第7条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

3 会員は、等しく本定款の定めるところにより代議員を選出し代議員に選出される権利を有し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に定める社員と同様に情報開示請求権を有する。

(経費の負担)

第8条 当法人の運営に必要な経費は、会員の会費、協賛金、各種補助金及び事業収益等をもって賄うものとする。

2 会員は、総会の決議に基づき、年会費を毎年3月末迄に納めなければならない。ただし、新入会員は入会と同時にその年度の会費を全額納めることとする。

(退 会)

第9条 会員は、理事会に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除 名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、又は、当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は、会員としての義務に違反したときは、総会の決議により除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条による支払義務を2年以上履行しなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第四章 代議員

- 第13条 この法人は、概ね会員5人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般法人法上の社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。
- 2 代議員は、会員による代議員選挙により選出する。代議員選挙に関する細則は、理事会において定める。
 - 3 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
 - 4 第3項の代議員選挙において、会員は、等しく代議員を選出する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 5 第3項の代議員選挙は、2年に1度、4月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙により新たな代議員が選出される時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、社員たる地位を失わない。この場合、当該代議員は、役員選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
 - 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる場合に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 - 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
 - 8 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 9 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第五章 総会

（開催）

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年4月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

（構成）

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法の総会とする。

（権限）

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催地）

第17条 総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

（招集）

第18条 総会は、法令に別の定めがある場合を除き、理事会の決議の基づき、会長がこれを招集するものとする。

（会員による招集請求）

第19条 会員による招集請求は、総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は会長に対し、総会の招集を請求することができる。

（議決の方法）

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第 21 条 代議員は、総会において 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2、会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により理事長または副会長がこれに代わる。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、指名された議事録署名人がこれに記名押印することを要する。

第六章 役員

(役員)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、1 名を理事長とし、副会長、副理事長を若干名置くことができる。

3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 当法人の理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。但し、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、理事長、副会長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事及び監事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事長、副会長、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

4 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は、増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として、又は、増員により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員報酬)

第 28 条 役員報酬は、無報酬とする。ただし、総会の決議により報酬を支給することができる。

第七章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(2) 当法人の事務執行の決定及び規則の制定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長、理事長、副会長、副理事長の選任及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により理事長または副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは、副理事長がこれに代わる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第八章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様と

する。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計画書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第九章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 当法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第十章 事務局

(事務局)

第40条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員若干名を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第十一章 附則

(最初の事業年度)

第 41 条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 42 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 西澤一幸 金子政夫 小澤賢太郎 鈴木紀行 小林義彦 佐藤賢希
高橋英昭 佐藤 泰

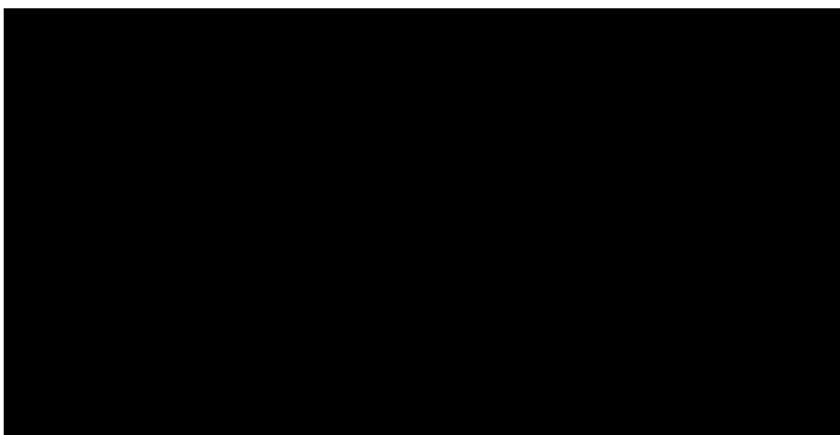
設立時代表理事(会長) 西澤一幸

設立時監事 増田みどり

(設立時社員の氏名及び住所)

第 43 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

西澤 一幸
金子 政夫
小澤賢太郎
鈴木 紀行
小林 義彦
佐藤 賢希
高橋 英昭
佐藤 泰
増田みどり



(法令の準拠)

第 44 条

本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人長野県馬術連盟設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 4 年 3 月 6 日

設立時社員 西澤 一幸



設立時社員 金子 政夫



設立時社員 小澤賢太郎



設立時社員 鈴木 紀行



設立時社員 小林 義彦



設立時社員

佐藤 賢希



設立時社員

高橋 英昭



設立時社員

佐藤 泰



設立時社員

増田みどり



一般社団法人長野県馬術連盟

令和3・4年度 理事名簿

| | |
|------|-------|
| 会 長 | 西澤 一幸 |
| 副会長 | 金子 政夫 |
| 副会長 | 小澤賢太郎 |
| 理事長 | 鈴木 紀行 |
| 副理事長 | 小林 義彦 |
| 副理事長 | 佐藤 賢希 |
| 事務局長 | 高橋 英昭 |
| 理 事 | 内田久美子 |
| 理 事 | 佐藤 泰 |
| 理 事 | 伊藤真七海 |
| 理 事 | 小泉要一郎 |
| 理 事 | 金子 哲之 |
| 理 事 | 北原 衛 |
| 理 事 | 柳沢 信 |
| 理 事 | 安部 絵美 |
| 監 事 | 増田みどり |

